

平成 23 年度指定管理者監査(こぶし保育園)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 23 年 8 月 29 日 (月)	【指定管理者】 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 【所管課】 保育サービス課

2 実施場所

監査委員室及びこぶし保育園

3 監査の範囲

【指定管理者】

平成 22 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

【所管課】

平成 22 年度こぶし保育園の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 委託業務の履行確認は、実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

6 指導事項

財務状況を的確に把握すべきもの

今回監査を実施したところ、以下の問題点があった。

- (1) 指定管理者における決算書は、当該施設の管理業務に係る経理状況が明らかであることが必要である。

今回の監査において決算書等を見たところ、一時保育に係る支出は計上されているが、一時保育料の利用者負担分の収入については一時保育実績報告書に記載されているものの収支決算書には計上されておらず、こぶし保育園の経理の全体像が明確ではなかった。

なお、備品の廃棄に伴うマニフェスト等の必要な手続きの一部について確認ができなかった。

- (2) 貸借対照表によれば賞与引当金が前年度と同額で推移しており、また、資産の部の普通預金の増及び経理区分勘定の計上が認められた。その内容等について、説明が十分でなく明確ではなかった。

保育サービス課は、こぶし保育園の経理状況が明確となる決算書等を求め、これにより財務状況を的確に把握し、経理全体に遺漏のないよう指導されたい。

また、備品の管理についても適切に取り扱うよう指導されたい。

(保育サービス課)